第15章

一方的措置

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

①定義

本章で定義する一方的措置とは、WTO 協定等国際ルールに基づく紛争解決手続によらず、自国のみの判断で、制裁措置(retaliatory measures)として関税引上げ等の貿易措置を発動することをいう。

②一方的措置を巡る歴史

これまで、一方的措置として問題になってきたものの多くは、米国の措置である。EU やカナダも何らかの形でこれに類似した手続を有しているが、それらは米国の一方的措置への対抗的措置として導入されたものであり、限定されたケースについてのみ発動するよう手続が整備されているとともに、運用面においても、慎重に実施されている。米国の戦後の通商政策を見てみると、1974年の通商法の成立を分岐点に、2つの時期に大別される。

1970 年代以前は、1962 年通商拡大法による大統領への大幅な通商権限委譲により、ケネディ政権下で大幅な関税引き下げによる貿易自由化が推進される一方で、エスケープ・クローズ(セーフガード措置規定)の適用の厳格化等、貿易自由化の原則を貫き、貿易自由化によって生じた被害に対する救済措置をあくまでも例外的なものとする試みが推進された。但し、国務省の主導では国内の各利益集団の利害が交渉に反映されないとの不満により、合衆国通商代表(USTR: United States Trade Representative)の前身である通商交渉特別代表(STR)の新設等、1974 年通商法成立の下地となる傾向も、徐々に芽生えつつあったと言える。

1970 年代に入って、米国の貿易収支は悪化の一途を辿り、1971 年には 20 世紀に入って初めての貿易赤字となった上、石油危機による追い打ちもあり、企業や労働組合は議会に対して貿易救済措置の発動要件の緩和を求めるなど、保護主義的な圧力を強めていった。このような経済情勢を背景に、エスケープ・クローズの発動要件を緩和すると同時に、外国の不公正貿易政策について制裁措置権限を大統領に与える 301 条他の項目が盛り込まれた、1974 年通商法が成立したのである。

さらに、1980 年代後半には、レーガン政権下で米国が巨額な貿易赤字を抱えたことから、ゲッパート修正条項(Gephardt Amendment)に象徴される貿易赤字相手国に対する議会の不満が募った結果、1988 年包括通商競争力法が成立した。本法は、米国が不公正と判断する外国政府の行為・政策・慣行に対する制裁措置の発動について、大統領の裁量権を狭め、USTR に権限を大幅に委譲すること、また、いわゆるスーパー301 条を新設(2001 年に失効)して、外国の不公正措置に対して調査から制裁発動までの手続を自動化することを規定しており、米国が一方的措置をとりやすくした。

上述のように、米国は、1988 年包括通商競争力法によって改正された 1974 年通商法 301 条に典型的に見られるいわゆる一方的措置を、他国との通商交渉を有利に進めるための威嚇手段として利用してきた。すなわち、他国の貿易政策・措置について、WTO 協定等の国際的に認知された手続によることなく、自国の基準・判断に基づいて「(WTO 協定等) 国際的なルール違反である」又は「不公正な措置である」などと一方的に判定し、これに対抗する手段として制裁措置(retaliatory measures)をとってきた。また、こう

した制裁措置の発動という威嚇を背景として他国の政 策・措置の変更を迫ってきたのである。

(2)経済的視点、及び一方的措置に 対する規律の意義

①一方的措置の弊害

かかる一方的な制裁措置の発動は、関税引上げ等の 措置それ自体が貿易を歪曲するだけでなく、相手国に よる逆制裁を招く可能性が高く、制裁関税の競争的な 引上げといった事態につながるおそれが極めて高い。 また、一方的措置は、国内産業保護、輸出者利益といった国内の利害関係に基づいてとられる場合が多く、 一度手続が開始されると、国内的理由からその中止や 撤回には困難が伴う場合が多い。

さらに、一方的措置の脅迫を背景とする交渉により 成立した二国間の合意は、その内容が最恵国待遇の原 則から逸脱し、WTO の目指す高効率・低コストの自由 貿易体制の発展を阻害する要因となりうる。

このように、一方的措置は、発動国・対象国双方の 貿易を縮小させ、両国内の厚生に悪影響を与えるなど、 双方の経済的利益を損ない、ひいては世界貿易の発展 を阻害するものとなりかねない。

②一方的措置は正当化されない

一方的措置も場合により正当化され得ると主張されることがある。このような論者が挙げる理由は、(a) WTO 協定等の国際規範が実体法的にも手続法的にも不完全な場合、これらの規範に対する反抗・不遵守 (disobedience) が正当化されるという主張と、(b) 信頼性のある制裁措置の存在が結果として自由貿易体制を維持するための担保機能を果たしているので、この措置は戦略的にも正当化されるという主張に帰着することが多い。

しかしながら、本報告書はこのような考えにはくみ しない。「正当化される反抗 (disobedience)」につ いては、そもそもこのような考え方には、制裁措置の 応酬による一方的措置の悪循環を招来する危険があり、 大国の恣意を許すことになるという問題があるだけで なく、(2) で詳述するように、WTO 協定の発効によっ て協定対象分野の拡大と紛争解決手続の強化が図られ た結果、理論的根拠を失っている。

また、「戦略的正当化」の考え方についても、紛争

解決手続の整備によって、WTO によって制御された制 裁措置が 現在では存在している以上、もはやその根拠を 失っている。

さらに、一方的措置は、当該措置を発動する国が原告と判事の二役を演じて「一方的」な判断によって発動されるため、当該判断において、発動国のみの利益という観点から恣意的に解釈、判断される可能性が高く、中立性、公平性が確保されているという保証は全くない。多角的貿易体制は、それを規律するWTO協定をはじめとする国際ルールを各国が遵守することによって成り立っており、そこで生じた紛争は、一方的措置を用いてではなく、国際ルールに基づく紛争解決手続によって解決されるべきであろう。

(3) 法的規律の概要

このような一方的措置は、第一に、多角的貿易体制を基本とする WTO の理念と基本的に相容れない。WTO 協定で以下のような規律がなされ、WTO 協定のカバーする範囲内での一方的措置は禁止された。

① WTO 紛争解決手続に準拠すべきこと

WTO 協定上の利益が害されたか否かの判断は、WTO の紛争解決手続でなければ行えないことが明記され、それによらない一方的措置の禁止が明文化された(DSU 第23条)。したがって、こうした手続に反する一方的措置の実施は、理由の如何を問わずWTO協定違反となる。すなわち、(a)他国のWTO協定違反の措置の有無及び自国のWTO協定上の利益の侵害の有無、(b)相手国がWTO協定違反の措置を整合化するために要する合理的期間、(c)相手国が措置の整合化を行わない場合に発動する制裁措置の程度のそれぞれに関し、各加盟国が一方的に判断してはならないことが規定された(DSU 第23条)。

従来の GATT においても、GATT 上の紛争の解決については、GATT の紛争解決手続によるべきこと自体は当然の前提であったが、WTO 設立にあたりこの点が協定に明示されたことは大きな前進である。米国は、一方的制裁措置をとらざるを得ない理由として、歴史的に、GATT 紛争解決手続が効果的に働かないことを挙げていたが、WTO 協定においては、「紛争解決手続に関する規則及び手続に関する了解 (DSU)」等によって期間制限や手続の自動性が規定され、迅速な解決が保証された。その

結果、紛争解決手続の非効率を理由として、そこから逸脱 することを正当化することはできなくなったといえる。

中国が 1974 年通商法 301 条に基づいて発動された米国の追加関税措置をWTO の紛争解決手続を通じて争った近時の事例では、米国が同措置について公衆の道徳保護例外 (GATT第 20 条(a)号) による正当化を試みたが、かかる主張はパネルに認められなかった (本件の詳細については本章の2.(5)を参照)。

② 協定対象分野の拡大

WTO の範疇に入る問題に関して、WTO の手続を経ず に、一方的な関税引上げ、数量制限等の制裁措置が発 動されれば、経緯の如何を問わず当該措置自体が GATT 第1条(最恵国待遇)、第2条(譲許税率)、第11条 (数量制限の一般的禁止)、第13条(数量制限の無差 別適用) 等に違反する。また、関税引上げ等の発動を 前提とした威嚇により現実に生じる貿易歪曲効果が、 GATT 上の利益の無効化・侵害となる場合もある。特に、 WTO 協定の発効に伴い、旧 GATT に比べて WTO 協定のカ バーする範囲は、モノの貿易のみならずサービス、知的 財産権の分野等にも拡大され、広範な分野において一方 的措置の発動が禁止されることとなった。米国は、通商 法 301 条の対象をモノの分野のみならずサービス分野に おける市場開放や知的財産権の分野にも拡げたが、WTO 体制の下では、TRIPS 協定や GATS 違反等にあたる行為 について、米国が WTO の紛争解決手続を経ることなく 一方的に措置を採ることは許されない。

以上の①、②を踏まえ、一方的措置の発動類型について、措置発動の原因とされた紛争内容(発動国は、相手国による WTO 協定違反や WTO 協定上の自国利益の侵害を問題としているか、WTO 協定でカバーされていない分野での利益の無効化・侵害、例えば、人権侵害

などを問題としているか)と、発動される一方的措置の内容(WTO 協定に違反する措置か、WTO 協定に違反しない措置、例えば、譲許税率の範囲内での関税引上げによるか)の組合せによって場合分けし、それぞれの場合と関連のある規律について整理すると図表Ⅱ-15 のとおりとなる。

図中(a)及び(b)の領域については、相手国によるWTO協定違反、WTO協定上の自国利益の侵害を問題とする以上、DSU第23条により、必ずWTOの紛争解決手続を利用する必要があり、一方的措置の利用は、DSU第23条違反となる。更に、(a)については、措置の内容の協定違反も当然問題となる。また、(c)については、当該措置自体がWTO協定違反となる。つまり、(d)以外の領域については、常にDSU第23条違反又は一方的措置自体のWTO協定違反が問われることになる。

なお、(d) の領域のケースは、DSU 第 23 条違反又 は一方的措置自体の WTO 協定違反を問われないが (なお、 その場合でも、措置が相手国の WTO 協定上の利益を侵 害するようなことがあれば、非違反申立てによって訴え られる可能性はあり得る)、WTO 協定の対象分野の拡 大により、紛争内容の側面でも、また措置内容 の側面 でも、(d)の領域自体が大幅に狭まったと言える。なお、 一方的措置の発動国が、実際は相手国の WTO 協定に関 する措置に対するものであるにもかかわらず(実際は (a) 又は(b)の領域のケース)、名目上「相手国のWTO 協定違反」を発動の理由とせず脱法的に一方的措置を発 動することも想定できる。このような論法を認めれば、 発動国は「相手国の WTO 協定上の問題を争っていない」 と主張することにより、常に DSU 第23 条違反を免れる という不合理な事態を招来するため、係争事案が WTO 協定上の問題か否かは、紛争処理手続に関するルールに 照らして客観的に判断されるべきである。

<図表 II-15>

		<一方的措置の内容>	
		WTO協定違反	WTO協定違反なし
<紛争の 内容>	WTO協定に関 係するもの	DSU第23条違反/措置自体が違反 a	DSU第23条違反 b
	上記以外	措置自体が違反 c	d

(4) 最近の動向と問題点

①EU執行規則改正

2021 年 2 月、EU は、貿易対抗措置を規定するEUの規則 (Regulation (EU) No 654/2014) の改訂版を発効させた。

従来の規則では、EU が貿易対抗措置をとるためには WTO による終局的判断が必要とされていた。しかし、第Ⅱ部第 17 章のコラムで詳述するとおり、2019 年 12 月以降、上級委員会は新規案件の審理を行うことができない事態となっている。そのため、他国が上訴すると、この要件が満たされなくなる。改正規則は、このような場合にも貿易対抗措置を発動することを可能にするものである。

しかし、他国が上訴した場合に、改正規則に 基づいて貿易対抗措置が発動されると、DSU 第 23 条に抵触する WTO 紛争解決手続を経ない一方 的措置を構成し、WTO 協定上のその他の規定にも違 反する可能性が懸念される。

②中国域外適用阻止法

2021 年 1 月、中国商務部は外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法を公布し、同法が即日施行された。同法によれば、中国の企業等に対し、他国の法律及び措置によって第三国の企業等との取引を制限された場合に、中国政府に対し報告を行うことを義務付けており、中国政府が不当な域外適用の状況があると認めた場合には、当該他国の法令及び措置に従ってはならないとする禁止令を出すことができるとされており、報告義務や禁止令への違反に対しては罰則も課されている。

同法により、例えば、外国の再輸出規制を遵守する必要のある第三国の企業が中国に輸出を行うことが困難になるなどして、WTO 協定上の内国民待遇義務に抵触する等の可能性が懸念される。

2. 主要ケース

(1) 日米自動車問題 (DS6)

WTO の下で加盟国に対する 301 条手続発動を扱う最 初の事例となったものに、日米自動車問題がある。日 本の自動車補修部品市場の規制に関して、米国政府は 1994年10月1日に301条に基づき調査を行い、1995 年 5 月 10 日には制裁措置の対象となる行為が存在す るとして「クロ決定」を行った。この決定を受けて米 国政府は日本製高級車に対する 100%関税の賦課とい う一方的措置を提示するに至ったため、日本政府は直 ちに米国政府に対して GATT 第22 条協議を要請した。 本協議において、我が国は米国による日本製高級車 種 のみを対象とした報復的な関税賦課について、最恵国 待遇(GATT 第1条)、関税譲許違反(GATT 第2条) 及び一般的数量制限の禁止への違反 (GATT 第 11 条) 等を主張するとともに、本件措置が WTO 加盟国による 一方的な対抗措置の発動を禁じた DSU 第 23 条に違反 する旨主張した。DSU 第23 条は、WTO 協定でカバーさ れる紛争について、WTO における解決を図らず 301 条のような一方的措置で解決しようとすることを禁じているため、本件について米国が、当該 301 条に基づく「クロ決定」はあくまで 301 条手続の中で「不合理かつ差別的」と国内法上の要件を認定したのであって、

「WTO 協定違反である」と判断した訳ではないから両者は概念的に異なり、DSU との整合性は問題とならない旨主張する懸念があった。しかし、上記のような論法を認めれば、一方的措置を発動する国が明示的に「WTO 協定違反」を理由としない限り、DSU 第 23 条違反は生じないこととなってしまい、不合理である。また、本件においては米国政府自身がWTO事務局長に対日WTO申立てを予告した1995年5月9日付け書簡の中で、「(日本の)過剰で複雑な規制が大半の整備業務を国内部品メーカーと密接に結びついた指定整備工場に向かわせている」と述べた上、WTO・TBT協定(第2条第2項、第5条第1項)の文言をそのまま用いて当該規制は「不必要な障害を国際貿易に生じさせるもの」

と述べていたことから、米国が、日本の自動車補修部 品市場の規制は WTO 協定でカバーされる問題と認識し ていたことは明らかであった。いずれにしても、一方 的措置の対象となった問題が WTO 協定でカバーされる 紛争に当たるか否かは、最終的に当事国ではなくパネ ル等の判断に委ねられるべきであろう。

本件は最終的には WTO における協議とは別に行われた二国間協議によって決着が図られたが、紛争が WTO に付託され、国際社会の監視の下で協議されたことは、貿易戦争を回避しつつ国際ルール整合的な決着を図る上で大きな効果があったと言えよう。特に、本件について討議した 1995 年 5 月の WTO 紛争解決機関 (DSB) 会合においては、米国が一方的な関税引上げを予告したことについて、延べ 30 か国近い加盟国から例外なく批判が寄せられ、WTO 紛争解決手続を用いるよう一致した意見が寄せられた。このような多国間会合における国際世論が本件の解決に果たした役割は大きい(日米自動車協議の発端となった米国による日本企業 への外国製品購入要請については、

「資料◆「外国政府が日本企業に対して直接外国製品の購入を要請することについて」(1995 年版不公正貿易報告書 付論Ⅲ)」を参照)。

(2) 日米フィルム問題 (DS44)

本件は、米国政府が、我が国に対し301条の下での 二国間交渉を求めたところ、我が国が米国通商法301 条の下での二国間交渉に応じないという立場を堅持し た結果、WTO紛争解決手続に委ねられることとなった 事例である。米国は、WTOでは、消費者用写真フィル ム及び印画紙に関する日本政府の行為につき、GATT 第23条1項(b)の非違反申立て(措置それ自体が WTO協定に違反するかどうかは別として、その措置が他国の協定上の利益を無効化・侵害しているとの主張) を中心に申立てを行ったが、パネルは米国の主張をす べて退けた。

なお、日米フィルム問題においては、米国は、1998年2月に日本政府のWTOパネルに対する主張を「約束(コミットメント)」とみなし、日本政府がこれを遵守するかを監視する旨を発表した。これに基づいて、米国政府は同年8月に第1回、1999年6月に第2回モニタリングレポートを発表しているが、その後レポートの発表はない。日本政府のパネルに対する主張

は、過去及び現在の事実関係及びその法的評価の主張 である。米国政府がこれを将来の政府措置についての 国際的な「約束」と性格付けることは適切ではない。

(3) EU-バナナ問題 (DS27)

EU と ACP 諸国(アフリカ、カリブ海、太平洋諸国)との間に締結しているロメ協定に基づき、ACP 諸国産のバナナを優遇する特恵措置を含んだ EU のバナナの関税割当制度について、WTO のパネル・上級委は、最恵国待遇義務等に違反すると判断した。EU は勧告に従って 1999 年 1 月 1 日までに措置を是正する旨を表明したが、申立国(米国、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ)に受け入れられず、1999 年 4 月から米国が国内法に基づき制裁関税を賦課した。EU による協議要請(1998 年 11 月)、仲裁付託等を経て、2001 年 4 月の米・EU 及び EU・エクアドル合意により、同年 7 月より米国による制裁関税は解除された。本件の詳細については、2016 年版不公正貿易報告書 535-537 頁参照。

(4) 米国通商法 301 条 (DS152)

第 I 部第 2 章「一方的措置・域外適用(1)1974 年 通商法 301 条及び関連規定 <国際ルール上の問題点 >」を参照。

(5) 対中追加関税 (DS543)

本件は、米国が、中国の強制的な技術移転等が不合理又は差別的なものであって、米国商業に負担をもたらしているとの認定に基づき、一定の中国産品に対して、1974年通商法 301条に基づいて 2018年7月に発動した追加関税及び同年9月に発動(2019年1月に税率を引上げ)した追加関税について(1974年通商法 301条及び中国に対する措置の詳細については、第Ⅰ部第2章を参照)、中国がWTOの紛争解決手続を通じた判断を求めたものである。

2020 年 9 月に公表されたパネル報告書では、米国の追加関税は、中国産品のみ対して適用される点で最恵国待遇義務(GATTI:1条)に違反し、米国の譲許税率を超える税率を課す点で関税譲許義務(GATTII条)に違反すると判断された。米国は、中国の行動は、米国社会における盗難、横領及び不正競争等に関する善

悪の基準に反するものであり、このような行動を止め させるための関税措置は公衆の道徳保護例外(GATT 第 20 条(a)号)により正当化される等の反論を行ったが、 米国の反論は認められなかった。米国の上訴により、 本件は現在上級委員会に係属している。